

○木材等試験手数料条例

平成二十一年三月二十四日

宮城県条例第三十三号

木材等試験手数料条例をここに公布する。

木材等試験手数料条例

(趣旨)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十七条の規定により県が徴収する林業技術総合センターにおける木材並びに合板及び集成材の試験(以下「木材等試験」という。)に係る手数料については、別に定めるもののほか、この条例に定めるところによる。

(手数料の徴収)

第二条 知事は、木材等試験を受けようとする者から、申請の際に、別表に定める額の手数料を徴収する。  
2 前項に規定する手数料は、県の発行する収入証紙により納めなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(手数料の返還)

第三条 既に徴収した手数料は、返還しない。ただし、県の責めにより木材等試験ができなくなった場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(手数料の免除)

第四条 知事は、特別の理由があると認める場合は、手数料の全部又は一部を免除することができる。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

別表(第二条関係)

(平二六条例一四・令元条例三二・一部改正)

種別		金額	
木材の材質試験	試験材	平均年輪幅	一件につき 一、五〇〇円
		含水率(全乾重量法による試験)	一件につき 一、七〇〇円
		含水率(水分計による試験)	一件につき 一、一〇〇円
		密度	一件につき 一、四〇〇円
		収縮率	一件につき 一、七〇〇円
		吸水量	一件につき 二、〇〇〇円
木材の強度試験	試験材	圧縮	一件につき 二、五〇〇円
		曲げ	一件につき 二、五〇〇円
		せん断	一件につき 二、五〇〇円
	実大材	曲げ	一件につき 四、六〇〇円
合板及び集成材の接着性能試験	試験材	浸せきはく離	一件につき 三、七〇〇円
		せん断	一件につき 四、六〇〇円

附 則(平成二六年条例第一四号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に許可若しくは承認を受け、又は協議が成立した使用、行為、利用又は占有に係る使用料、占用料又は土地占用料については、なお従前の例による。

附 則(令和元年条例第三二号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和元年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に許可若しくは確認を受け、又は協議が成立した使用、管理、行為、利用又は占有に係る使用料、占用料又は土地占用料については、なお従前の例による。

附 則(令和五年条例第二六号)

この条例は、令和五年四月一日から施行する。